

八木南小学校 PTA 個人情報取扱規則

八木南小学校 PTA（以下「本会」という）では、会員の個人情報の重要性を認識し、大切に扱うとともに、より良い情報を提供するため以下の取り組みを推進し、責任を持って個人情報を保護します。

第 1 条（目的）この個人情報取扱規則は、本会会員に提出いただいた PTA 加入同意書及び個人情報取扱同意書に記載された個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。

第 2 条（指針）本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条（周知）本会において取得・保持した個人情報の取扱方法については、総会資料または学校 HP など適切な方法により会員に周知する。

第 4 条（管理者）本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理、保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

第 5 条（取扱者）本会における個人情報データベース取扱者は、本会本部役員および専門部委員会委員長とする。

第 6 条（利用目的）本会では、同意書の個人情報を以下の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 本会役員・委員選出等の推薦活動
- (5) 旗当番表の作成や広報誌への掲載
- (6) その他、事前にお知らせして同意を得た目的の場合

第 7 条（利用の制限）本会は、同意書の個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし、以下の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 災害発生時の安否確認
- (3) その他、人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

第 8 条（管理と保管）個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 9 条（秘密保持義務）個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 10 条（情報の開示）本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時には、法令に沿ってこれに応じる。

第 11 条（漏えい時等の対応）個人情報データベースを漏えい、紛失等した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告をする。

第 12 条（苦情の処理）本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 13 条（改正）法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合には第 3 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。